令和８年（フ）第８０６４号
東京都世田谷区梅丘１丁目22―11―301
債務者　松浦　紘子
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第８０６５号
東京都江戸川区谷河内２丁目14―４―101
債務者　吉村八重子
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６１６８号
東京都足立区島根２丁目６―17　レオパレスソレイユⅡ205、住民票上の住所埼玉県八潮市大字大曽根351―３　351マンション201
債務者　黒田　竜一
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月７日まで
5　免責審尋期日　令和９年１月７日午後３時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７９１４号
東京都中野区本町４丁目37―19―403
債務者　山田　太一
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
5　免責審尋期日　令和９年１月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７９９８号
東京都豊島区上池袋４丁目２－７―205
債務者　多田　清美
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
5　免責審尋期日　令和９年１月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第８０１０号
東京都板橋区前野町４丁目９－５―201
債務者　高田　捺未
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
5　免責審尋期日　令和９年１月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第８０１４号
東京都江戸川区西小岩３丁目36―17―203
債務者　小田嶋里美
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
5　免責審尋期日　令和９年１月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第８０１５号
東京都江戸川区南葛西３丁目18―７―403
債務者　川口　恵子
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
5　免責審尋期日　令和９年１月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第８０４３号
東京都杉並区本天沼１丁目６－２―207
債務者　佐藤　　渉
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
5　免責審尋期日　令和９年１月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第８０５９号
東京都世田谷区羽根木１丁目26―４
債務者　岡　　房江
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
5　免責審尋期日　令和９年１月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第８０６８号
東京都中野区鷺宮１丁目２－９―102
債務者　尾崎　　航
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
5　免責審尋期日　令和９年１月12日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５４０６号
大阪市住之江区南加賀屋３丁目５番16号　光陽ハイツ　206号
債務者　喜屋武絵里奈
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月13日まで
5　免責審尋期日　令和９年１月22日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５４７８号
大阪府池田市綾羽１丁目１番20―102号
債務者　森　　大樹
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月13日まで
5　免責審尋期日　令和９年１月22日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５５５７号
大阪市生野区小路３丁目16番９号　みおつくし小路　303号、前住所大阪市生野区巽東４丁目３番16号　プチメゾン伊賀ヶ　101
債務者　井上　玲奈
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月13日まで
5　免責審尋期日　令和９年１月26日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５７０７号
大阪府東大阪市上六万寺町７番25号
債務者　北尾陽菜子（旧姓長島）
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月13日まで
5　免責審尋期日　令和９年２月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部